

議題

後発事象に関する会計基準の検討状況

審議の開始に至る背景

我が国では、後発事象に関する会計基準は存在しないが、監査の基準や実務指針等（例えば、JICPA 監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下、JICPA 第 76 号報告））において、後発事象の定義や取扱いなどが規定されており、それらの監査の基準等によって実務が行われている。¹

一方、国際財務報告基準（IFRS）や米国会計基準では「後発事象」に関する包括的な会計基準（IAS 第 10 号、FASB-ASC Topic855）があり、後発事象の定義（どの時点までの事象を後発事象とするかなど）、会計処理、開示事項等が規定されており、これまでも、我が国において会計基準の策定の必要性が指摘されていた。

2010 年 8 月 26 日、基準諮問会議から ASBJ に対して、「後発事象の考え方を整理した上で、国際会計基準等と同様に、後発事象の定義、会計処理、開示等を規定する会計基準等を策定することが適切であると考えられる。」とする提言がされ、2010 年 9 月の本委員会より審議を開始した。

参考：IAS 第 10 号「後発事象」における記述

後発事象とは、報告期間の末日と財務諸表の公表の承認日との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいう。後発事象は次の 2 種類の事象に分類できる。（第 3 項）

- (a) 報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象（修正を要する後発事象）
- (b) 報告期間後に発生した状況を示す事象（修正を要しない後発事象）

財務諸表の公表を承認するプロセスは、経営組織、法的要請及び財務諸表の作成と最終決定の手続によって異なる。（第 4 項）

主な議論の内容

審議においては、主に以下の点で議論がされた。

- 財務諸表の公表の承認日については、会社法における計算書類と金融商品取引法における財務諸表のそれぞれについて、どのような取扱いが考えられるか。
- 会社法における計算書類における公表の承認日以降に生じた事象について、金融

¹ 日本公認会計士協会は、2011 年 7 月 1 日に、監査基準委員会報告書第 59 号「後発事象」を公表しているが、JICPA 第 76 号報告については、当面あわせて適用するものとされている。

資料(1)-7

商品取引法における財務諸表においてどのように取り扱うか（すなわち、財務諸表の修正を要求するかどうか）。

しかしながら、関係者からは、会社法と金融商品取引法から財務情報の提供が要求されている現状において、双方の財務情報に対して実務上適用可能な会計基準を開発することは困難ではないかという意見が多数を占めた。特に、関係者からは、一定の後発事象について、金融商品取引法における財務諸表を修正した場合、会社法における計算書類との一元性が確保されなくなることから生じうる実務上の混乱を強く懸念する意見が示されていた。

これに対し、事務局は、本委員会において複数の案を提示して審議を継続したものの合意には至らず、2011年3月開催の委員会を最後に、委員会審議を停止している。

以 上

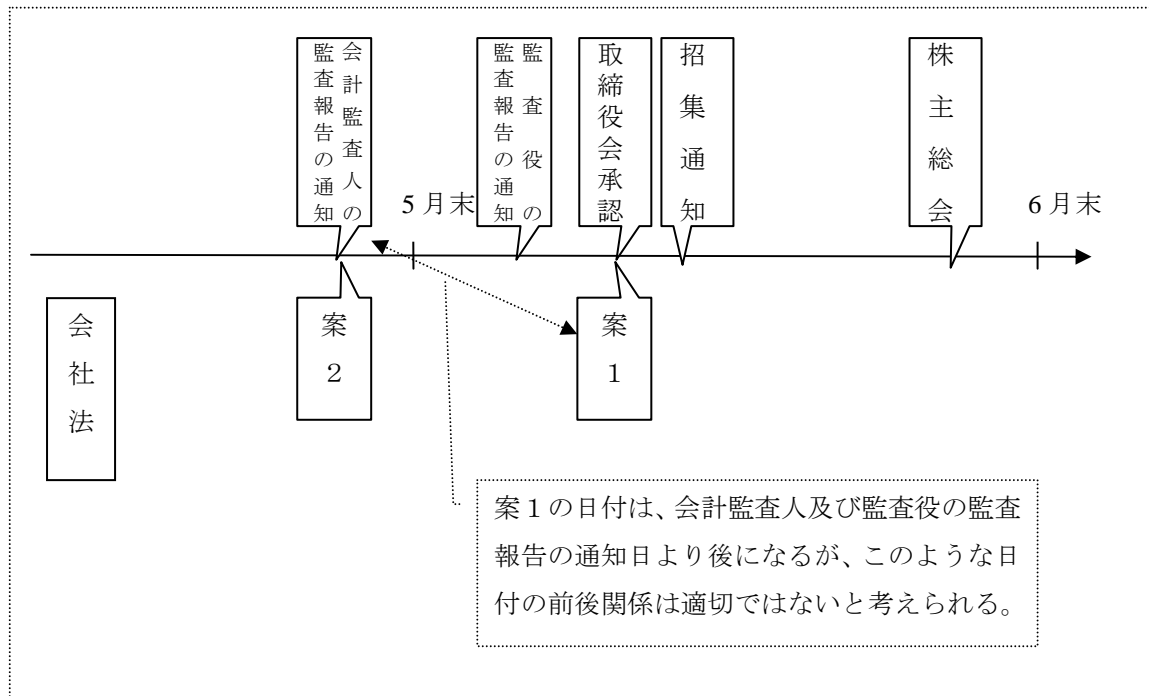
参考：2011年3月までの委員会において議論されていた具体的な取扱い案

(a) 会社法の計算書類における具体的な取扱い

➤ 公表承認日の取扱い案

	案1	案2
取扱い	株主総会招集通知に関する取締役会の承認の日までに生じた事象とする	取締役会等の認められた権限を持つ者が、計算書類に対して責任を負ったと決定した日（例えば、監査人に対する経営者確認書の日付）までに生じた事象とする。
利点	本案の日付では、公表のために必要なすべての承認が得られており、IFRSの取扱いと整合すると考えられる。	会計監査人の監査報告通知日との前後関係で問題とならない。 現行の取扱いと同様となる。
欠点	会計監査人の監査報告通知日との前後関係で問題となる。（以下のイメージ図参照）	本案の日付では、公表のために必要なすべての承認が得られたとは必ずしも言えず、IFRSの取扱いとは整合しない可能性がある。

イメージ図－3月決算の取締役会設置会社を前提）

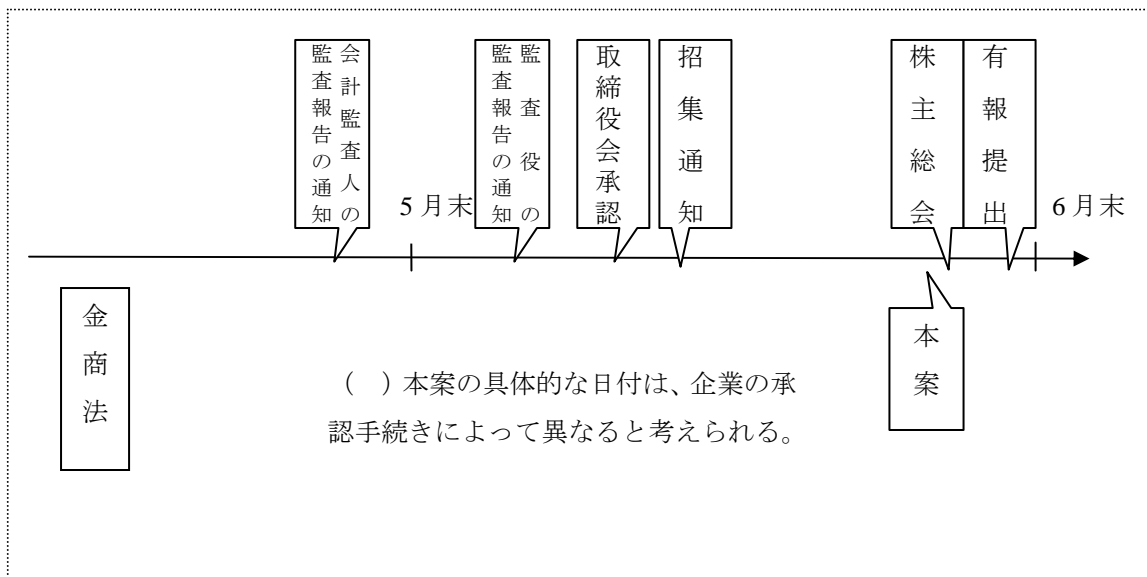


(b) 金商法の財務諸表における具体的な取扱い

➤ 公表承認日の取扱い案

	案
取扱い	有 証 報告書の公表に関する、 企業において公表承認がなされた日 (取締役会や社 決 等) までに生じた事象とする
利点	IFRS の取扱いと整合すると考えられる。 現行の取扱いにおいて参照している日付と きな 異は生じないと考えられる。
欠点	金商法上に、取締役会等の承認に関する手続きは、 されていないため、当 日付の 性をどのように確保するかという問題がある。

(イメージ図-3月決算の取締役会設置会社を前提)



() 会社法の計算書類における後発事象の定義が定める時点以降に生じた修正後発事象に関する、金商法上の財務諸表における具体的な取扱い

	案	案
取扱い	財務諸表の修正を要求する	開示後発事象に準じて取扱う
利点	金商法上の財務諸表について、国際的な会計基準との ー ジ スが図られる。	現行の実務を した取扱いとなる。 計算書類と財務諸表の一元性が確保される。
欠点	・財務諸表の修正によって、計算書類との一元性が確保されなくなる可能性がある。 ・現行の取扱いに べて、実務上の負 が きくなる。	金商法上の財務諸表について、国際的な会計基準の取扱いと整合しない。